

妊娠・出産でもらえる＆戻ってお金 \ 出産退職編 / 手続きチェックリスト完全保存版



妊娠・出産でかかる医療費は、きちんと公的制度を知り手続きをすれば「もらえるお金・戻るお金」がたくさんあります。お金が「もらえる・戻る」ために一番大切なことは、どれも自ら申請するということ。ママの働き方によっても手続きが異なるため、ここでは「職場復帰・出産退職・専業主婦」の3つにわけ、ママ別にダンドリの流れを紹介します。まずは自分がどのママにあたるのかを確認して、うっかり申請もれがないように必要な手続きをチェックしていきましょう。

妊娠判明

妊娠届提出（母子手帳・妊婦検診費の補助券の交付）

■ 妊娠が判明したらすぐに役所へ「妊娠届」を提出します。ここで「母子手帳」「妊婦検診費の補助券」が交付されます。手続き方法については事前に役所へ確認しましょう。

出産育児一時金「直接支払制度」が利用できるか産院へ確認

■ **利用できる産院の場合** 直接支払制度の手続きを産院で行う。

■ **利用できない産院の場合** 加入の健康保険で産後申請用の書類をもらい入院時に持っていく。出産費用も準備しましょう。

健康保険・年金変更手続き

■ 健康保険は ①パパの扶養に入る ②国民健康保険に加入する ③在職中の保険を任意継続する の3つから選び手続きをしましょう。

失業給付受給期間延長手続き（産後に求職活動を予定している場合）

■ 出産後、求職活動を予定している場合は、退職翌日～30日経過した後の1ヶ月間に受給期間の延長手続きをしましょう。出産後すぐに働くことはできないため、手続きをすれば延長が認められています。求職活動を開始する際に、失業給付を受け取る手続きをしましょう。

医療費領収書（家族全員分）を集めておく

■ 確定申告の「医療費控除」のため、家族全員分の領収書を集めておきます。通院のための交通費（公共機関）も対象となりますので、細かくメモしておきましょう。

赤ちゃんの名前を考える

！トラブルなどで入院した時

高額療養費の申請

■ 妊娠・出産のトラブルで1ヶ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超過分は健康保険が負担してくれる制度です。限度額を超えそうな時は、「限度額適用認定証」をもらっておくと、窓口で支払う額をあらかじめ限度額内に抑えることができます。事後申請も可能です。

傷病手当金の申請（在職中）

■ 妊娠・出産のトラブルで3日を超えて仕事を休み給料が出ない場合、勤務先の健康保険が給与の代わりに補助してくれる制度です。

出産

入院費支払い・出産育児一時金の差額精算

■ **「直接支払制度」利用できる産院の場合** [50万円を上回る場合] 超過分を産院へ直接支払い [50万円を下回る場合] 差額分を加入の健康保険へ申請（差額が返金される）

■ **「直接支払制度」利用できない産院の場合** 入院費用全額を産院へ直接支払い、加入の健康保険へ申請書を提出（後日50万円振り込まれる）

出生届提出

■ 赤ちゃんが生まれてから14日以内に提出。

児童手当申請

■ 赤ちゃんが生まれた翌日から15日以内に申請。出生届の提出と同時に申請を行いましょう。

赤ちゃんの健康保険加入申請

■ 出生届を提出したら、できるだけ早く加入手続きを！国民健康保険の場合は、出生届の提出と同時に申請を行いましょう。

乳幼児医療費助成の申請

■ 健康保険に加入したら、できるだけ早く役所へ申請を！保険証が届く前でも手続きできる自治体もあるので確認しましょう。

加入している医療保険や生命保険の申請

■ 手術や入院保障をしっかり確認し、該当する場合は申請をしましょう。

年明け

確定申告

■ **医療費控除** 12/31までの医療費（家族全員分）合計が10万円を超えた場合は必ず申告しましょう。

■ **退職者の所得税還付申告** 年の途中で退職した場合、税金が還付されることがありますので申告しましょう。

